

建築基準法第20条第三号に係る建築物

構造設計図書となる建築設備【特記仕様書】

設計者：

構造設計者：

※設計者：確認申請書(第一面)に記載している設計者を記載  
 構造設計者：下記の規定において、法適合性を確認した構造設計者

建築設備の構造安全性などに関する規定(建築基準法施行令第129条の2の3の規定)に関して

建築物に設ける建築設備にあつては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。

	構造方法
<input type="checkbox"/>	建築設備(昇降機を除く。)、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。
<input type="checkbox"/>	屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること
<input type="checkbox"/>	煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支柱を設けたものを除き、90 cm以下とすること
<input type="checkbox"/>	煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5 cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25 cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること
<input type="checkbox"/>	建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること
<input type="checkbox"/>	建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、建築物の部分を通って配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること
<input type="checkbox"/>	建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること
<input type="checkbox"/>	建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること
<input type="checkbox"/>	法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあつては、建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする
<input type="checkbox"/>	給湯設備*は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。満水時の質量が15Kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、平成12年建設省告示第1388号第5に規定する構造方法によること。 <small>*「給湯設備」:建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備で、屋上水槽等のうち給湯設備に該当するものを除いたもの</small>

:設計が該当する場合、チェックを記入